

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第167回 営業秘密保護制度の運用に関する細則

中国では、現行の「不正競争防止法」により営業秘密の保護にかかる制度が規定されているものの、その内容はやや原則的で、実際の運用に際しては不明確な問題が多く生じてきました。これに対し、先の9月12日より施行が開始された「営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定」（以下「本規定」という）は、営業秘密の保護制度の運用に関してかなり詳細に規定したものとなっており、今回は本規定のポイントを解説いたします。

◇営業秘密の漏えいに苦慮する日系企業

日本企業A社は、一定のノウハウに基づき自社製品を製造し、代理店を通じて中国国内で販売してきました。それらの提携代理店の中で規模が最大のB社は、製造面でも一定の実力を持つ企業である。B社との代理販売提携を始めて3年が経過した頃、A社は中国国内で自社製品に非常によく似た安価な国産品が出回っていることに気付き、調べたところB社と関連関係にあるC社により当該製品の製造と販売が行われていることがわかった。

A社から追及するとB社は、C社でそのような製品を製造販売している事実は認めたが、C社ではいわゆる「リバースエンジニアリング」によって製品から工程を解析することにより製造を行ったもので、これは合法的な行為であると主張した。しかし、さらに調査を進めると、B社の技術担当者が「両社間の販売代理関係をより良好にするための情報共有」という口実でA社からノウハウを入手し、これにより自社製品の開発を遂行したものと発覚した。この事実に基づき、A社は最終的にC社に同類製品の販売を停止させるに至ったが、すでに一定の販売損失を被っていた。

◇本規定のポイントおよび留意点

中国の司法機関は、営業秘密をめぐる近年の紛争事件解決の実務経験を総括した上で、本規定の形をとって営業秘密の保護に関する最新の運用細則を制定しました。日系企業にとり注目されるポイントを以下に抜粋します。

1. 営業秘密の範囲を明確化し、次のものを含むとした。

●技術情報：技術に関する構造、原料、成分、配合、材料、試料、様式、新種植物の繁殖材料、工程、方法またはその手順、計算方法、データ、コンピュータプログラムおよびその関連文書などの情報。

●経営情報：経営活動に関するアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札資料、顧客情報、データ等の情報で、このうち顧客情報には顧客の名称、所在地、連絡先情報ならびに商慣習、意向などの情報を含む。

→営業秘密の範囲に属する情報に対しては、企業で適切な秘密保護措置を取るべきであるとされます。

2. 法的効力を持つ秘密保護措置

(1) 秘密保持協議を締結するか、契約中に守秘義務を約定する。

(2) 定款、研修、規則制度、書面告知などの方法により、従業員、以前の在職者、サプライヤー、顧客、来訪者などに対し秘密保持の要求を提示する。

(3) 秘密に関わる工場、作業場などの生産経営場所への来訪者を制限するか、区分管理を実施する。

- (4) 標記、分類、隔離、暗号設定、封印、接触または入手を可能とする人員範囲の制限などの方法により、営業秘密およびその媒体に対する区分や管理を行う。
- (5) 営業秘密に接触し、その入手を可能とするコンピューター機器、電子機器などについて、使用、アクセス、データ保存、複製を禁止または制限する。
- (6) 離職する従業員に対し、その接触または取得した営業秘密およびその媒体の登録、返還、削除、廃棄処分ならびに守秘義務の継続順守を求める。
- 現地法人で有効な法的措置を取る必要があるとされ、特に離職する従業員に守秘義務の履行を誓約させることに、留意が必要です。

3. 営業秘密の権利侵害に対する賠償金の認定基準

●権利者が実損を被り賠償請求を行う場合、営業秘密の使用許可の性質と内容、実際の履行状況、権利侵害行為の性質、情状、もたらした結果などが、賠償金額の確定にあたって考慮される要素となる。

●総合判断の原則を適用して賠償金額を確定する際、営業秘密の性質、商業的価値、研究開発コスト、イノベーションの度合い、もたらす競争上の優位ならびに権利侵害者の主観的過失、権利侵害行為の性質、情状、もたらした結果などの要素が考慮される。

◇日系企業へのアドバイス

日系企業にとり、営業秘密の保護は中国事業を長期安定的に展開するための重要な課題の一つであり、本規定を十分に理解した上、社内での保護体制を整備することをお勧めします。自社の営業秘密に侵害を受けた場合は、迅速に法的措置を講じて権利侵害の行為を停止させ、損失を最小限に抑える必要があります。

スイス・クラリアント、浙江省嘉興に触媒工場

中国ニュースサイト、澎湃新聞が21日までに報じたところによると、スイス特殊化学品メーカー、クラリアントはこのほど、浙江省嘉興市に触媒工場を新設する方針を明らかにした。近く、工業団地の平湖独山港経済開発区で着工する。産業用ロボットなどを導入し、生産を効率化する。2022年にフル稼働する予定。中国で増設が続くプロパン脱水素（PDH）プラント向けのCATOFIN触媒を生産する。

嘉興工場は金山工場(上海市)や盤錦工場(遼寧省)に次いで、中国で三つ目の触媒製造拠点となる見込み。(上海時事)

《蘇州・江蘇省》

天合光能、常州に太陽電池工場＝最大30億元投資－江蘇省

21日付の中国紙、中国証券報（B5面）などによると、上海証券取引所のハイテク新興企業向け市場「科創板」に上場する太陽電池大手、天合光能（トリナ・ソーラー、江蘇省常州市）は20日、地元の工業団地「常州国家高技術産業開発区」にある既存工場で設備更新などを通じ、生産を強化する方針を明らかにした。

総投資額は最大30億元。うち最新設備の導入に15億元を投じる。新工場は2023年までに全面完工予定。高性能太陽電池セルを年15ギガワット生産する。

同社は今年8月、江蘇省塩城市に置く傘下工場に新ラインを導入すると発表したばかり。(上海時事)

PCBメーカーの相互、台湾生産を全面停止へ＝ファーウェイ制裁で受注減

20日付の台湾経済紙・経済日報（A3面）によると、プリント回路基板（PCB）メーカーの相互は19日、台湾での生産活動を全面停止すると発表した。同社の主要取引先である中国・華為技術（ファーウェイ）が米国から制裁を受けたことで、受注が急減したため。生産は、中国・江蘇省常熟の工場に集約させる。